

裁 決 書

東京都墨田区 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

審查請求人 ● ● ● ● ● ● ● ● ●

処 分 庁 墨田区福祉事務所長

審査請求人が平成29年2月17日に提起した、処分庁による平成29年2月10日付けで審査請求人に対して行った保育所入所承諾保留処分（保育施設利用調整結果通知書によるもの。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

本件は、審査請求人による保育施設の入所申込み（平成２８年１２月５日付け保育施設（入所・転所）申込書によるもの。）について、処分庁が利用調整を行った結果、平成２９年２月１０日付けで同年４月の入所を保留することと決定した保育所利用承諾保留処分を不服とし、同年同月１７日付けで審査庁に対して審査請求があったものである。

本件処分の理由について、処分庁は、平成29年2月10日付け保育施設利用調

整結果通知書において「希望者が入所予定数を超えており、利用調整の結果、入所できないため」とする一方、審査請求人が提出した保育施設（入所・転所）申込書は平成２９年１２月の入所選考まで有効であり、その間に希望する保育施設に空きが生じた場合、利用調整の対象となる旨を明示している。このことからすれば、本件処分は保育所利用承諾に係る一部拒否処分と解することが相当である。

審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成２９年２月１７日付け）において以下のとおり主張し、本件処分を取り消し、保育施設入所の決定をするよう求めている。

- (1) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２４条第１項において、保育を必要としている児童を保育しなければならないと定められているにもかかわらず、入所保留としたことは、法第２４条第１項本文（本件処分の日における法第２４条第１項）に違反する。
- (2) 申込児童は保育を必要とする児童であるにもかかわらず、入所保留となると、保育を受ける権利を侵害され、入所承諾をされた児童との間で不平等が生じる。また、審査請求人らも保育所を利用する権利を侵害され、就労が困難になるなどして経済的不利益を被る。

これらのことから、本件処分は、憲法第１３条、第１４条及び第２５条並びに法第２４条第１項に違反する。

- (3) 入所保留としているにもかかわらず、申込児童について必要な保育を確保するための措置をしようとしていないことは、法第２４条第２項に違反する。

２ 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（平成２９年３月１５日付け）及び墨田区行政不服審査会における口頭による説明（平成２９年７月１１日聴取）において以下のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、審査請求は棄却されるべきであるとする。

- (1) 審査請求人は、本件処分が法第 24 条第 1 項に違反すると主張するが、同条は保育施設の定員が不足している場合であっても保育施設に入所することができる権利を付与しているものではなく、また、現実には各認可保育施設には定員数が定められており、希望者全員を入所させることは不可能である。

このような場合、保育を必要とする程度の高い児童から順次保育せざるを得ず、また、法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 24 条第 3 項及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「法施行規則」という。）第 24 条においても、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、利用調整をすることを認めている。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

- (2) 審査請求人は、本件処分によって保育を必要とする申込児童の保育を受ける権利が侵害され、入所決定とされた児童との間に不平等が生じる、また、同人らも保育を利用する権利を侵害され、就労が困難になるなどして経済的不利益を被るとして、憲法第 13 条、第 14 条及び第 25 条並びに法第 24 条第 1 項に違反すると主張する。

しかし、前記のように、現実にある認可保育施設の入所定員に比較して保育を必要とする児童が複数いる場合には、その全員に対して保育することは不可能である。このため、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、墨田区保育所等の利用調整等に関する規則（平成 27 年墨田区規則第 21 号。以下「区規則」という。）第 5 条の規定に基づき平成 29 年 4 月入所に係る利用調整を行ったものである。このことは、公正性の観点から妥当というべきであり、違法又は不当な点はない。

また、認可保育施設に入所できなかったことと就労が困難になり経済的不利益を被ることには、事実上一定程度の因果関係があるとしても、本件処分による間接的な影響であり、法律上の因果関係は認められず、当該主張は前提を欠くものであるため、否認する。

- (3) 審査請求人は、申込児童について必要な保育を確保するための措置をしよ

うとしていないとして法第 24 条第 2 項に違反すると主張するが、墨田区では待機児童の解消を区政の最重要課題と捉え、保育施設の整備に努め、保育定員の拡大を図っている。平成 29 年度の年度途中においても、認可保育園 3 園の新規開設が決定し、必要な保育を確保するための措置を行っているところであり、違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件の争点

審査請求人が本件処分を違法とする理由の要旨は、

- (1) 本件処分自体が法第 24 条第 1 項に違反していること
- (2) 本件処分による保育を受ける権利の侵害により、憲法第 13 条、第 14 条及び第 25 条並びに法第 24 条第 1 項違反となること
- (3) 入所承諾保留処分のまま保育を確保するための措置をしないことは、法第 24 条第 2 項に違反していること

の 3 点である。そこで、順次上記の争点につき検討する。

2 本件処分は法第 24 条第 1 項に違反するか

法第 24 条第 1 項は、市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないと定めている。なお、審査請求人は法第 24 条第 1 項本文に違反すると主張しているところ、本件につき適用される現行法〔平成 27 年 4 月 1 日施行〕の改正前の同条同項に本文とただし書があったことから、改正前の同法違反を指摘した可能性があるが、改正の前後で規定の趣旨に異同はないから、その主張は基本的に現行法の同条同項の違反を問題にしているものと解する。

また、同条第 2 項は、市町村は保育を必要とする児童に対し、認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保

育を確保するための措置を講じなければならないと規定している。

他方、法附則第 7 3 条第 1 項により読み替えて適用される法第 2 4 条第 3 項では、市町村は、保育所等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする規定している。

さらに、これを受けて法施行規則第 2 4 条では、上記の利用調整を行う場合には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう調整する旨が定められている。このことは、具体的に保育所等における保育を実施するに当たっては、現に存する施設の数、規模、利用定員の制限等から、入所申込者の希望により定員超過が生じる場合が当然予測され、その場合には、あらかじめ定められた一定基準にのっとりて利用調整を図る必要があり、その様な場合を想定して上記のような規定を設けている。

そうすると、法第 2 4 条第 1 項は、市町村に対し、保育を必要とする児童に対して保育所等における保育を受けさせるべき一般的な義務を課しているものの、保育所等の定員超過等のやむを得ない事由がある場合には、利用調整の必要があることを容認しているのであり、保育所等を利用する必要がある児童について、必ずしも申込者全員に対してその希望する施設のいずれかに入所できるような具体的な権利を保障したものではない。したがって、個別具体的な事案において、定員超過等のやむを得ない事由がある場合に利用調整を図ることは禁じられていない。

本件処分は、審査請求人が希望した各保育所につき、利用調整の公平性確保の目的で定められた区規則第 5 条第 1 項に基づく別表第 1 及び第 2 に定める選考基準(以下「区利用調整基準」という。)に従って、当該保育所の申込者全員の指数を算定、比較して客観的に優先順位を決めたものである。

したがって、本件処分をもって、法第 2 4 条第 1 項に違反しているとはできない。

3 憲法第 1 3 条、第 1 4 条及び第 2 5 条並びに法第 2 4 条第 1 項への違反につ

いて

(1) 憲法第 13 条違反について

憲法第 13 条は、いわゆる幸福追求権を定めたものであるが、同条は包括的、一般的な基本権を定めた規定であるから、審査請求人が希望する保育所等への入所ができなかったとしても、そのことをもって直ちに同条の違反となるものではない。

(2) 憲法第 14 条違反について

憲法第 14 条にいう法の下での平等は、絶対的平等を定めたものではなく、恣意的な差別は許されないが、社会通念から見て合理的である限り、取扱いに差が生じても平等原則の違反には当たらないとされる。そして、前記のとおり、保育所等の利用希望者がその定員を超過する場合、一定の客観的基準に基づいてその利用調整を図ることは、公平の観点からも相応の合理性が認められる。

したがって、かかる利用調整制度の適用に伴って保育所等への入所の優先順位に差が生じることがあったとしても、それは制度自体のやむを得ない結果であって、それをもって法の下での平等に反するとはいえないから、憲法第 14 条に違反するものではない。

(3) 憲法第 25 条違反について

憲法第 25 条は、いわゆる生存権として福祉国家の理念に基づく国家の責務を宣言した条項であり、子どもの保育に関しては、法その他子どもの保育に関する法令により具体化されているところ、現に限られた保育所等の利用に関し、関係法令及び区利用調整基準に基づいた利用調整を図ることは、公平性を担保する上でやむを得ないところである。

したがって、審査請求人やその妻において、本件処分の影響により就労上の困難を受け、経済的な不利益を被ることがあったとしても、それは法令の適正、公平な適用から派生する結果であって、そのことをもって憲法第 25 条が定める生存権を侵害したということとはできないから、本件処分の効力を左右するものではない。

(4) 法第 24 条第 1 項違反について

法第 24 条第 1 項に違反する事実がないことは既述のとおりであり、本件処分あるいは本件処分に伴って審査請求人又はその児童に事実上の不利益が生じることがあったとしても、それらは法令の適用に基づく結果であって、審査請求人が指摘するような憲法各条の違反には当たらないから、結局審査請求人の主張は理由がない。

4 法第 24 条第 2 項違反について

審査請求人は、本件処分が入所保留としているにもかかわらず、必要な保育を確保するための措置を怠っていることは、法第 24 条第 2 項に違反すると主張する。

しかし、それが本件処分の違法性や不当性自体を問題とするものではなく、本件処分後の処分庁の対応の不備を理由に遡って本件処分の取消しを求めているものと解するなら、その主張には無理がある。

また、法第 24 条第 2 項は、前記のとおり、市町村に保育所以外の認定こども園等を活用することにより必要な保育を確保するよう措置すべき義務を課したものであるが、保育所の利用希望者に同園等における保育を確保するための具体的な地位や権利を付与したものではないから、いずれにしても、本件処分が法第 24 条第 2 項に違反するとの主張は理由がない。

5 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

以上のとおり、審査請求人の申立ては、いずれも理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 29 年 10 月 18 日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

平成29年10月18日

墨田区長 山 本 亨